

## 日本におけるBSE対策の経緯

年月	一般情報	食品安全委員会の評価とポイント	管理措置	
			健康と畜牛の検査対象月齢	SRMの範囲
2001年 9月10日	我が国において最初のBSE感染牛確認			
10月4日	肉骨粉の飼料利用の完全禁止			
10月18日			全頭検査を開始	全月齢の牛の頭部(舌、頬肉を除く。)、脊髄、扁桃及び回腸遠位部の除去・焼却の義務付け
2003年 7月1日	食品安全基本法の施行、食品安全委員会の発足			
2004年 2月				全月齢の脊柱をSRMに含める。
9月9日		日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について - 中間とりまとめ -		
10月15日	BSE国内対策の見直しについて、厚労省、農水省から食品安全委員会に諮問			
2005年 5月6日		我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について(健康と畜牛の検査対象月齢を20か月齢超に引き上げ) 【評価ポイント】 BSE検査対象牛を全月齢から、21か月齢に変更した場合について、生体牛における蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較。		
7月1日			全月齢から20か月齢超に引き上げ	
2009年 4月	と畜場におけるピッシングを禁止			
5月	OIE総会で我が国を「管理されたリスク」の国と認定			
2011年 12月19日	BSE国内対策の見直しについて、厚労省から食品安全委員会に諮問			
2012年 10月22日		牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し(健康と畜牛の検査対象月齢を30か月齢超に引き上げ及びSRMの範囲の見直し) 【評価ポイント】 ①飼料規制等のリスク管理措置 ②牛群の感染状況 ③感染リスク ④種間バリア		
11月8日	牛のせき柱に係る食品、添加物等の規格基準の改正について、厚労省から食品安全委員会に諮問			
11月19日		牛のせき柱に係る規定を改正することについては、現行の規格基準に基づき加工される牛肉及び牛内臓と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではない。		
2013年 2月1日				脊柱のうち、30か月齢以下の牛由来の脊柱を除外、脊柱の範囲を見直した(頸椎、胸椎及び腰椎の横突起及び棘突起、正中仙骨稜、仙骨翼並びに尾椎を除く。)
4月1日			20か月齢超から30か月齢超に引き上げ	全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部(扁桃を除く。)及び脊髄を除外
5月	OIE総会で我が国を「無視できるリスク」の国と認定			
5月13日		牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し②(検査対象月齢を48か月齢超に引き上げ) 【評価ポイント】 ①発生確認最低月齢 ②EUにおけるBSE発生実績からの推定 ③経口投与実験 ④潜伏期間の知見 最終発生から11年以上発生がないことから、定型BSEが発生する可能性はほとんどないが、11歳未満の出生コホートについて当面の間検証を継続することとした。		
7月1日			30か月齢超から48か月齢超に引き上げ	
2014年 8月27日	BSE対策におけるゼラチン等に係る規制の見直し(頭部の皮のSRMからの除外を含む。)について、厚労省から食品安全委員会に諮問			
10月7日		牛の頭部の皮を現行のSRMから除外しても、人への健康影響は無視できると考えられる。		
2015年 3月27日				頭部の皮を除外
12月	BSE国内対策の見直しについて、厚労省から食品安全委員会に諮問			
今後		BSE国内対策の見直しに係る評価 ・検査対象月齢撤廃 ・SRMの範囲の見直し		